

誓約事項及び個人情報の取扱いに係る同意事項

1 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) 報告及び調査への協力について

移住・就業等支援事業に関する報告及び調査について、新潟県及び聖籠町から協力を求められた場合には、それに応じます。

(2) 移住支援金の返還について

以下の①から⑤のいずれかに該当する状況となった場合には、聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、速やかに聖籠町に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。

①	虚偽の内容で移住支援金の交付申請したことが判明した場合	全額を返還する
②	移住支援金の申請日から3年未満で聖籠町以外の市区町村に転出した場合	
③	移住支援金の申請日から1年以内で移住支援金の要件を満たす職を辞した場合	
④	起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合	
⑤	移住支援金の申請日から3年以上5年以内で聖籠町以外の市区町村に転出した場合	半額を返還する

2 移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び聖籠町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。